

電子的診療情報連携体制整備加算に 係る揭示について

当院では医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように、以下の取り組みを行っております。

1. オンライン請求を行っております。
2. 診療報酬明細書が無償で交付しております。
3. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
4. 医師等が、オンライン資格確認を利用して取得した情報を、診察室または処置室において、閲覧または活用できる体制を有しています。
5. 電子処方箋を発行する体制を導入予定です。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績（30%以上）を有しています。
7. マイナポータルの医療情報に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
8. 明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に揭示しております。

上記の体制によって、初診時・再診時は電子的診療情報連携体制整備加算3を、入院時は電子的診療情報連携体制整備加算2を算定しております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。